

令和5年第1回定例会

中空知広域水道企業団議会定例会議事録

令和5年第1回中空知広域水道企業団議会定例会

令和5年3月1日（水） 滝川市役所10階議会議場

午後 1時21分 開会
午後 2時04分 閉会

○議事日程

- 日程第 1 議長報告
- 日程第 2 議席の変更
- 日程第 3 会議録署名議員指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 報告第1号 例月現金出納検査報告について
- 日程第 7 議案第1号 令和5年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第2号 中空知広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第 9 議案第3号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第10 議案第4号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第11 議案第5号 中空知広域水道企業団議会個人情報保護条例

○出席議員 13名

1番 堀 重 雄 君	2番 木 下 八重子 君	3番 寄 谷 猛 男 君
4番 柴 田 文 男 君	5番 東 元 勝 己 君	6番 水 島 美喜子 君
7番 増 井 浩 一 君	8番 沢 田 広 志 君	9番 飯 澤 明 彦 君
10番 川 野 敏 夫 君	11番 山 川 裕 正 君	12番 森 岡 新 二 君
13番 大 矢 雅 史 君		

○欠席議員 0名

○説明員	企業長	前 田 康 吉 君	副企業長	善 岡 雅 文 君
	副企業長	柴 田 一 孔 君	副企業長	三 本 英 司 君
	参 与	中 島 純 一 君	監査委員	宮 崎 英 彰 君
	監査委員	中 野 浩 二 君	企業局長	阪 本 康 雅 君
	監査事務局長	中 川 祐 介 君	営業課長	原 田 暢 裕 君
	工務課長	吉 尾 一 彦 君	滝川営業所長	加 地 幸 治 君
	砂川営業所長	岩 崎 賢 一 君	歌志内営業所長	山 田 元 君
	奈井江営業所長	加 藤 一 之 君	営業課課長補佐	山 崎 仁 嗣 君
	工務課課長補佐	亀 田 忠 洋 君	工務課課長補佐	金 瀧 靖 次 君
	工務課係長	早 坂 彰 彦 君	工務課係長	佐 藤 純 平 君

營業課主査 池 田 茂 喜 君
營業課主任主事 松 本 憲 英 君

工務課主任技師 真 鍋 進 吾 君

○会議事務従事者

議会事務局長 中 山 智 宏 君
事務局書記 中 易 千 春 君

事務局書記 伊 藤 雄 樹 君

◎開会・会議宣言		開会 午後1時21分
○議	長	ただいまより、令和5年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を開会いたします。
○議	長	ただいまの出席議員数は13名であります。 よって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
○議	長	発言は質問席で行い、討論は演壇で行うことといたします。
○議	長	日程第1 「議長報告」を行います。 滝川市議会選出の水口議員の辞職に伴い、滝川市議会へ企業団議会議員の選出を依頼したところ、令和5年2月7日付けで滝川市議会より、東元勝己議員が企業団議会議員として選出された旨の通知を受けましたので報告いたします。 これをもちまして「議長報告」を終わります。
○議	長	暫時休憩いたします。 (滝川市議会選出の新任議員を紹介)
○議	長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
○議	長	日程第2 「議席の変更」を議題といたします。 先ほどご紹介させていただきました滝川市議会選出の議員の新任に伴い、会議規則第3条第2項の規定により、議席の一部を変更したいとするものです。 東元議員の議席番号を5番としたいと思います。
○議	長	お諮りいたします。議席の変更について異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 東元議員の議席を5番に決定いたします。なお、会議規則第3条第3項の規定により東元議員は議席番号を立ててください。
○議	長	日程第3 「会議録署名議員指名」を行います。 会議録署名議員は、議長において4番柴田議員、9番飯澤議員を指名いたします。
○議	長	日程第4 「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。今定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。 これにご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。

		よって、会期は1日間と決定いたしました。
○議	長	<p>日程第5 「行政報告」を行います。 行政報告を求めます。</p> <p>(企業長挙手)</p>
○議	長	企業長。
○企 業 長		<p>本日、令和5年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を招集させていただきました。議員の皆様にご出席をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。</p> <p>行政報告でございますが、詳細につきましては、お手元に資料として配布いたしております印刷物をお目通しいただきたいと思っておりますが、1点につきまして口頭でご報告させていただきます。</p> <p>水道水の供給状況でございます。令和4年11月分から令和5年1月分までの有収水量につきましては、137万7,950立方メートルとなり、令和3年度における同期間の有収水量と比較いたしますと、97.06パーセントとなっております。</p> <p>口頭での報告につきましては以上でございますが、本議会における報告及び議案等につきまして、後ほどご説明申し上げますのでご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p>
○議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	これをもちまして、行政報告を終わります。
○議	長	<p>日程第6 報告第1号「例月現金出納検査報告について」を議題といたします。 「例月現金出納検査報告について」は、監査委員より別途配布の報告書のほか、特に説明がない旨の申出がありました。</p>
○議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	報告第1号は、報告済みといたします。
○議	長	日程第7 議案第1号「令和5年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」を議題といたします。

○議	長	<p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>(企業長挙手)</p>
○議	長	<p>企業長。</p>
○企	業 長	<p>令和5年第1回中空知広域水道企業団議会定例会の開会に当たり、新年度予算案の大綱についてご説明申し上げます。</p> <p>本予算においては、当企業団の水道事業経営の基本である「水道事業ビジョン」などの各種計画に基づき予算編成を行いました。</p> <p>昨今、水道施設や管路等の老朽化による事故が全国的に発生しており、老朽化施設の更新需要の増大への対応が喫緊の課題とされています。また、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰など、社会情勢が見通せない状況となっています。</p> <p>このような中、当企業団におきましては、水道施設や水道管の更新及び改修等を継続し、安全・強靱・持続を基本とした事業を実施していくこととなります。</p> <p>また、給水人口の減少に伴い給水収益が減少傾向にあり、経営環境が厳しくなる中で安定供給を継続するためには、限られた財源を効果的に活用しながら事業を推進し、住民の皆様へ安全で安心な水をお届けすることが水道事業者としての使命であり、生活インフラなどの責務の重大さを改めて企業団職員一人一人が強く自覚するとともに、地震や台風などの自然災害への備えも十分に対応しながら、関連団体との連携を強化し、水の安定供給に努めてまいります。</p> <p>令和5年度予算における主な内容としましては、収入の根幹となる給水収益については、前年度比3パーセント程度の減となる14億8,545万円を見込み、施設整備費については、各地区合計26か所、5,115メートルに及ぶ送配水管整備を行うほか、2か年事業として取水機械棟受変電設備更新工事や災害等の備えを充実させるため給水車の購入等を債務負担行為として定めたところであります。</p> <p>また、今回新たに投資有価証券購入費を計上し、資金の運用を図っていきたくとすところとあります。</p> <p>それでは、はじめに、収益的収入及び支出について申し上げます。</p> <p>収入では、営業収益を15億8,327万円、営業外収益を1億2,584万円計上し、収入総額17億911万円を見込んだところであります。</p> <p>支出は、営業費用を15億2,371万円、営業外費用を6,524万円、特別損失9万円、予備費を280万円計上し、支出総額15億9,184万円を見込んでおり、収支差引としては1億1,727万円となる見込みであります。</p> <p>次に資本的収入及び支出について申し上げます。</p> <p>収入では、企業債を1億5,000万円、出資金を2,467万円、国庫補助金を1億5,309万円、負担金を3,117万円、補償金を4,871万円計上し、収入総額4億764万円を見込んだところであり、支出は、建設改良費を12億5,524万円、企業債償還金を3億8,485万円、投資を2億円、予備費を200万円計上し、支出総額18億4,209万円を見込んでおり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額14億3,445万円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填することとしています。</p> <p>以上、令和5年度水道事業の予算大綱について申し上げますが、詳細につき</p>

<p>○議長</p> <p>○阪本企業局長</p>	<p>ましては、担当より説明申し上げますので、住民の皆様、企業団議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(阪本企業局長挙手)</p> <p>阪本局長。</p> <p>議案第1号「令和5年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。</p> <p>予算書の1ページをお開き願います。第1条は総則でございます。第2条は業務の予定量でございます。総給水量553万3,000立方メートル、1日平均給水量1万5,159立方メートル、給水戸数3万910戸を予定しております。</p> <p>主な建設改良事業につきましては、配水管更新工事及び浄水場設備更新工事などの施設整備費といたしまして10億3,505万3,000円、水道メーターの新設及び交換に要する量水器費といたしまして1億1,899万6,000円を予定いたしております。</p> <p>第3条は収益的収入及び支出でございます。収入では第1款水道事業収益、第1項営業収益から第3項特別利益までの合計で17億911万4,000円を予定しております。</p> <p>支出では、第1款水道事業費用、第1項営業費用から第4項予備費までの合計で15億9,184万3,000円を予定したところでございます。</p> <p>第4条は資本的収入及び支出でございます。収入では第1款資本的収入、第1項企業債から第5項補償金までの合計で4億763万9,000円を予定したところでございます。</p> <p>2ページをお開きください。支出では第1款資本的支出、第1項建設改良費から第4項予備費までの合計で18億4,209万4,000円を予定したところでございます。</p> <p>1ページにお戻り願います。資本的収入が資本的支出に対し不足する額14億3,445万5,000円については、当年度分損益勘定留保資金などで補填したいとするものでございます。</p> <p>再度2ページをお開きください。第5条債務負担行為では、4件計上させていただいており、一つ目は水利権申請図書作成委託業務で、期間は令和5年度から令和6年度と定め、限度額を848万1,000円と定めるものでございます。二つ目は歌志内第一増圧ポンプ場発電機更新工事で、期間は令和5年度から令和6年度と定め、限度額を6,677万円と定めるものでございます。三つ目は取水機械棟受変電設備更新工事で、期間は令和5年度から令和6年度と定め、限度額を1億7,050万円と定めるものでございます。最後の四つ目は給水車購入で、期間は令和5年度から令和6年度と定め、限度額を2,594万7,000円と定めるものでございます。</p> <p>第6条の企業債では、起債の目的とする施設整備事業の財源といたしまして、1億5,000万円の借入を限度額と定めるほか、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。</p> <p>第7条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。</p> <p>第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合、及び営業費用と営業外費用の経費の流用について</p>
---------------------------	---

できることを定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費2億1,228万6,000円及び交際費10万円と定めるものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を6,352万3,000円と定めるもので、量水器の購入費でございます。

4ページをお開きください。予算実施計画でございます。4ページは収益的収入及び支出、5ページは資本的収入及び支出でございます。詳細につきましては予算明細書でご説明申し上げますのでお目通し願います。

7ページをお開きください。キャッシュフロー計算書でございます。令和5年度期末の資金残高は15億3,068万6,000円を予定しております。

次に8ページから11ページまでは、所定の様式によります給与費明細書でございますのでお目通し願います。なお、会計年度任用職員以外の職員数については、令和4年度と同じく23名を予定しております。

13ページをお開きください。債務負担行為に関する調書でございますのでお目通し願います。

14ページ、15ページについては、令和5年度予定貸借対照表で利益剰余金につきましては、期末で16億9,780万8,000円を予定しております。

16ページ、17ページについては、令和4年度予定貸借対照表でございますのでお目通し願います。

18ページをお開きください。令和4年度予定損益計算書でございますのでお目通し願います。

19ページに移りまして予算明細書です。主なものについてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益14億8,545万7,000円については、前年比3.2パーセントの減で見込んでおります。

2目受託工事収益、3目その他営業収益については、特段申し上げることはございません。

2項営業外収益、3項特別利益についても特段申し上げることはございません。

20ページをお開き下さい。支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、1目議会及び監査費につきましては特段申し上げることはございません。

2目原水及び浄水費3億5,456万8,000円については、浄水場の運転管理に係る経費で前年比5.5パーセントの増で、主に電気料金の増によるものでございます。

21ページに移りまして、3目配水及び給水費1億5,009万1,000円については、前年比35.3パーセントの増で、老朽化施設の改修計画の委託料や国、道の補償工事を計上したことが主な要因でございます。

4目受託工事費につきましては特段申し上げることはございません。

22ページをお開き下さい。5目業務費1億4,406万7,000円については、水道料金の賦課徴収に係る人件費及びメーター検針委託料などの経費でございます。

6目総係費6,476万9,000円については、総務担当の人件費及び営業所の使用料金などの経費でございます。

23ページに移りまして、7目減価償却費、8目資産減耗費につきましては特段申し上げることはございません

		<p>2項営業外費用、3項特別損失、4項予備費につきましても特段申し上げることはございません。</p> <p>24ページをお開き願います。資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。</p> <p>最初に収入でございます。1款資本的収入、1項1目企業債1億5,000万円については、前年比64.7パーセントの減で、施設整備費等の支払いに対して今年度見直した経営戦力に基づき、借入額を抑制したことが要因でございます。</p> <p>2項1目出資金2,467万4,000円については、前年度145パーセント増で、滝川市の基幹管路の布設替工事に対する滝川市からの出資金が要因でございます。</p> <p>3項1目国庫補助金1億5,309万2,000円については、基幹管路の布設替工事及び自家用発電機更新工事による国の補助金でございます。</p> <p>4項1目負担金3,116万8,000円については、水道料金システム更新に係る構成団体からの負担金でございます。</p> <p>5項1目補償金4,870万5千円については、北海道の道路工事などに伴う水道管の布設替工事の補償金でございます。</p> <p>25ページに移りまして、支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目施設整備費、10億3,505万3,000円については、前年比40.8パーセントの増でございます。なお、工事請負費の内訳は説明欄に記載しておりますのでお目通し願います。</p> <p>2目量水器費につきましては特段申し上げることはございません</p> <p>26ページをお開き願います。3目固定資産取得費1億119万5,000円については、水道料金、財務会計システムの更新委託料及び水質検査機器の購入でございます。</p> <p>2項企業債償還金につきましては、特段申し上げることはございません</p> <p>3項1目投資有価証券購入費2億円は北海道債の購入を予定しております。</p> <p>4項予備費につきましては、特段申し上げることはございません。</p> <p>27ページには、財務諸表における会計処理の基準及び手続を明確化した注記表でございます。</p> <p>以上で、議案第1号「令和5年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>討論なしと認めます。</p>

		これにて討論を終結いたします。
○議	長	これより、議案第1号を採決いたします。
○議	長	本案を可決することにご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第1号は可決されました。
○議	長	日程第8 議案第2号 「中空知広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。 (原田営業課長挙手)
○議	長	営業課長。
○原田営業課長		ただいま上程されました、議案第2号「中空知広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例」についてご説明申し上げます。 この議案は、令和3年に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護に関する法律が改正され、個人情報の保護における現行法制について地方公共団体の機関に直接適用されることから、保護法の施行に関し必要な事項を定めるため制定し、令和5年4月1日に施行したいとするものであります。 条例は第1条の趣旨から第9条の委任まで全9条で形成され、第3条では、開示請求に係る手数料の額は無料、交付に係る費用については負担しなければならないと規定し、第5条では、開示決定等は開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にならなければならないと規定しております。また、第6条では、開示決定等の期限の特例を30日延長するものとして、第5条の開示請求期限と併せて44日以内と規定しております。 以上、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
○議	長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。 (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。

		(なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。
○議	長	これより、議案第2号を採決いたします。
○議	長	本案を可決することにご異議ございませんでしょうか。
		(異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第2号は可決されました。
○議	長	日程第9 議案第3号 「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係 条例の整備に関する条例」を議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。
		(原田営業課長挙手)
○議	長	営業課長。
○原田営業課長		<p>ただいま上程されました、議案第3号「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」についてご説明申し上げます。</p> <p>この議案は、令和3年に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴い、所要の整備を行うため関係条例を改正し、令和5年4月1日に施行したいとするものであります。</p> <p>まず、第1条関係の中空知広域水道企業団情報公開条例の一部改正でございますが、第6条では、公開しないことができる公文書に実施機関が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、復元することができないように作成した行政機関等匿名加工情報等が記録されている公文書を追加するものであります。第9条では、公開、非公開の決定期限を中空知広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例に定める個人情報の開示請求における期限と均衡を図るため改正をするものであります。</p> <p>第2条関係の中空知広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正でございますが、審査会が諮問に応じて審査を行う審査請求について根拠法令の改廃に伴う改正をするものであります。</p> <p>第3条関係の中空知広域水道企業団個人情報保護条例の廃止でございますが、保護法が議会を除く地方公共団体の機関に直接適用され、全国共通の規律により個人情報を取り扱うこととなるため、企業団の個人情報の取扱いを定める本条例は廃止とするものであります。</p> <p>最後に附則ですが、中空知個人情報保護条例の廃止に伴う審査請求、罰則等の経過措置を規定しております。</p> <p>以上、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。</p>

○議	長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。 (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。 (なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。
○議	長	これより、議案第3号を採決いたします。
○議	長	本案を可決することにご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第3号は可決されました。
○議	長	日程第10 議案第4号 「地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。 (原田営業課長挙手)
○議	長	営業課長。
○原田営業課長		ただいま上程されました、議案第4号「地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」についてご説明申し上げます。 この議案は、令和3年に公布された国家公務員法等の一部を改正する法律により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務の制度が設けられ、同年に公布された地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員においても国家公務員の基準と同様の措置を講じるため関係条例を改正し、令和5年4月1日に施行したいとするものでございます。 第1条関係の職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正でございますが、役職定年後の職員について、減給額が本給の10分の1を超える場合は、7割措置後の給料の10分の1に相当する額を減ずると改正をするものでございます。 第2条関係の中空知広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部改正に

つきましては、定年を年齢65年とすること、管理監督職勤務上限年齢制の管理監督職は管理職手当の支給対象職員とすること、役職定年年齢は60年とすることを規定しているものであります。また、年齢60年に達した以後に退職した者を勤務実績等の選考により定年前再任用短時間勤務職員として任用することができるものがございます。

附則では、現行60年の定年を2年に1年ずつ引き上げる経過措置の規定を設けるものがございます。

第3条関係の職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、育児休業をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢の特例を受けた職員を加え、育児短時間勤務をすることができない職員に管理監督職特例任用の対象者を追加するものがございます。

第4条関係の中空知広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正及び第5条関係の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、引用条文を整理するものがございます。

第6条関係は中空知広域水道企業団職員の再任用に関する条例を廃止するものがございます。

附則につきましては、第2条は改正前の条例において勤務延長している職員に対し3年を限度とし、1年を超えない範囲で期限を延長できるものの、昇任、降任又は転任することはできないとするものがございます。

第3条及び第4条は、旧条例により再任用職員となった職員は暫定再任用職員とするなど、短時間勤務の再任用職員を含めた暫定再任用職員に対する経過措置を規定するものがございます。

第5条、第6条及び第7条は、令和3年改正法附則の条例で定める暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員の昇任、降任等をする際の職や年齢等を規定するものがございます。

第8条は、当該定年前再任用短期勤務職員が非常勤であった場合に、適用される定年年齢に達した後に定年前再任用職員とすることはできないとするものがございます。

第9条は、令和3年改正法附則において条例で定める年齢を60年とし、情報提供及び勤務の意思確認する対象となる職員を、施行日から令和6年3月31日までの間とするものがございます。この規定は、公布の日からの施行となります。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長

説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

○議 長

これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。

(なしの声あり)

○議	長	<p>討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより、議案第4号を採決いたします。</p>
○議	長	<p>本案を可決することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第4号は可決されました。</p>
○議	長	<p>日程第11 議案第5号 「中空知広域水道企業団議会個人情報保護条例」を議題といたします。</p>
○議	長	<p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>(柴田議員挙手)</p>
○議	長	<p>柴田議員。</p>
○柴田議員		<p>ただいま上程されました、議案第5号「中空知広域水道企業団議会個人情報保護条例」についてご説明申し上げます。</p> <p>この議案は、令和3年に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が改正され、中空知広域水道企業団個人情報保護条例が廃止となるため、法律の適用を受けない議会の条例を制定し、令和5年4月1日に施行したいとするものでございます。</p> <p>この条例は、第1章の総則から第6章の罰則まで全6章で形成され、第1章は個人情報の適切な取扱いや個人の権利利益を保護することの目的や、氏名や住所などの個人情報の定義及び議会の責務について、第2章は個人情報の保有の制限や利用目的の明示など個人情報の取扱いについて、第3章は個人情報ファイル簿について、第4章は個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求などについて、第5章は保有個人情報の適用除外などの雑則について、第6章は職員などが正当な理由がないのに他者に情報を提供した場合の罰則などについて規定しております。</p> <p>最後に附則ですが、中空知広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例を一部改正し、本条例を加えるものでございます。</p> <p>以上、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p>

		これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。 (なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。
○議	長	これより、議案第5号を採決いたします。
○議	長	本案を可決することにご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号は可決されました。
○議	長	以上をもちまして、本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。
○議	長	これをもちまして、令和5年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。
		閉会 午後2時04分

上記会議録の顛末は誤りがないので、ここに署名する。

中空知広域水道企業団議会 議長

中空知広域水道企業団議会 議員

中空知広域水道企業団議会 議員